

取扱区分：「公開」

平成27年第8回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年8月10日(月)午前10時00分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成27年第8回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年8月10日（月） 午前10時00分 ～ 11時04分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第29号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積について	1件
議案第30号	特定農用地利用規程の認定について	1件
議案第31号	農業委員の辞任について（追加議案）	1件
報告第40号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第41号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第42号	非農地証明について	7件
報告第43号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第44号	水田埋め立てによる農地改良届出について	2件
報告第45号	農業生産法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第4番	藤井孝君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君

第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君
第11番	福田栄司君	第12番	山崎弘子君
第13番	林定子君	第14番	村木実君
第15番	松田孝行君	第16番	山崎光夫君
第17番	水井規雅君	第19番	秋貞啓子君
第20番	白石純治君	第22番	小林一雄君
第23番	高橋恵君	第24番	長谷川和美君
第25番	杉村龍男君	第26番	藤井和典君
第27番	梅田洋治君	第28番	椎木人志君
第29番	大江静人君	第30番	弘中壽君
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

第18番	石村敏昭君
第21番	有馬俊雅君

6 関係人

農林課 主査 山本勝道

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	山根卓彦
次長補佐	徳本純子	書記	桐山昌栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、8月1日付の人事異動について報告いたします。

農業委員会事務局におきまして、●●●主査が建設部河川港湾課へ異動となり、後任には、経済産業部農林課有害鳥獣対策室から●●●●主査が着任しました。なお、●主査は7月16日付での異動となっております。

●●さんよりご挨拶をいたします。

事務局職員

8月の異動によりまして、農林課の有害鳥獣対策室から農業委員会事務局へ異動して参りました●●と申します。こちらの業務につきましても、まだまだ分からないことが多くありまして皆様にはご迷惑をかけるかと思っておりますがよろしくお願いいたします。

事務局長

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第18番 石村 敏昭 委員、第21番 有馬 俊雅委員の2名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成27年第8回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第8番、大田 幹代委員さん、第16番、山崎 光夫委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第27号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案2件でございます。

まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、3筆の451平方メートル、畑、1筆の228平方メートル、及び同地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の2,571平方メートル、合計、5筆の3,250平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢のため不動産を処分して転居したいと考え譲り渡すとされ、譲受人は譲渡人の申出により隣地であるため購入し規模拡大を図るものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は239アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けするほか、畑として、季節野菜など無農薬栽培をされるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。1番について、去る7月31日に譲渡人と譲受人とで現地に行き調査をしましたので、その結果を報告いたします。申請地の地番が2523-1及び2524については、現状は畑で野菜とイチジクや柿が植えてあり、地番が2525と2526についても現況は畑でナス、きゅうり、芋等が植えてありました。また、地番が2746については、水稻が作付けされてありました。次に、譲渡人と譲受人とは親戚関係にありまして、譲渡人は高齢で耕作困難であるため、譲受人へ譲渡しの申出をされるものでございます。一方、譲受人は、申請地が家の近くで、自分の農地の近くにあることから耕作に便利であるため譲受をされるものであります。また、譲受人は、農業に大変熱意のある方で、経営規模を拡大して、水稻の作付けをされるとともに、畑には季節の野菜等、無農薬栽培をされるとのことです。また、休日には長男や娘が帰って来て、手伝っておられるようであり、何ら問題になることはないと思われまますのでよろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

事務局長

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の809平方メートル、同地区大字●●字●●●に所在する農用地区域外農地の田、1筆の1,467平方メートル、及び同地区大字●●字●●●に所在する農用地区域内農地の畑、3筆の434平方メートル、合計、5筆の2,710平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は相続で申請地を取得したが、遠隔地に居住のため耕作できないため、申請地の近くに居住する譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人の申出を受け、規模拡大を図り農業経営をより充実させたいとするものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は44アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、1964-7は、水稻を作付け、1987-2については、現在、荒廃しているが、ワサビや果樹を栽培するとのことで既に研究もされておられます。また、他の畑は、主に野菜を中心に栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の

農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

9番の●●です。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の2番について調査報告をいたします。8月5日に私と●●●●及び譲受人の3名で現地において立会い、調査及び確認を行いました。譲渡人は、●●在住のため電話で確認を行いました。譲渡人は現地の農地を相続により取得されましたが、長く●●に生活を置かれ、約20年以上管理が出来ないまま、ほ場整備が行われた一部の田を預け、他は荒廃地になり笹や約15センチ前後の雑木が立っております。今回、近くに住んでいる譲受人が贈与により取得し、ほ場整備が終わっている1964番7については田として利用し、1967番2については、農地が小さな段になっており、また水が多く出るためワサビを作り、1975番3は現在雑草が生えており、1976番1は畑を耕作した跡がありますが荒廃しており、また、1987番2においては、草刈りがされて管理している状況で、以上3筆については、野菜等を作り、JAに出す予定だと伺っております。また、譲受人は●市に1,720平方メートルの水田を持っておられ現地に近い所で食堂も開かれておられます。調査項目に従って調査を行いました。可能であると思っておりますのでよろしくお願ひし、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

議長

続きまして、議案第28号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案4件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●市に事務所のある太陽光発電事業の設計・施工・管理を営む法人です。

売電事業の事業拡大を図るため、申請地を賃貸借し、発電出力247.1キロワットの太陽パネル1,746.47平方メートルを設置するものです。

申請地は、市道に隣接し日照も良く、送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電設備の設置に適した場所であり、また、譲渡人は保全管理をしていたが、高齢と後継者が県外にいるため維持管理を続けることが困難となり、利用方法を考えていたということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南西に約260メートルのところに位置しており、市道●●●●●●●●線に接しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●791番、地目は田、地積は654平方メートル、同じく792番、地目は田、地積は343平方メートル、同じく793番、地目は田、地積は1,047平方メートル、同じく794番1、地目は田、地積は1,133平方メートル、同じく795番、地目

は田、地積は1,259平方メートル、合計、4,463平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。字が違いますので2つの図面です。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

次に、太陽光パネルの平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、支所より300メートル以内にある農地で、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書、残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまして。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る認定済みであり、中国電力との系統連結に係る接続契約済みです。

なお、開発行為でない旨の届出を平成27年6月25日付で、土壤汚染対策法第4条第1項の規定に基づく、一定規模以上の土地の形質の変更届出を平成27年6月23日付で、景観計画区域内行為届出を平成27年6月25日付で、それぞれ提出し、受理されています。

また、埋蔵文化財包蔵地における土木工事等についても協議済みとなっております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

20番●●です。調査報告をいたします。去る7月末日に、申請人と申請書に基づき現地にて調査をいたしました。申請農地の現況は、小高い丘の中腹に位置し、水源に非常に乏しく天候任せの大変耕作困難な地元でも指折りの農地であり、5、6年前より休耕田となっておりその間は、年2、3回草刈り等の手入れをされておりましたけれども、高齢のためまもなく今回の記事にある話がまとまったということでございます。なお、関係する隣接土地所有者並びに水利関係者に対する事業の説明を実施し、同意並びに意見書も取っており、また、ほ場整備事業も当初から計画地より外れた立地にあります。被害防除計画も納得のいく内容及び説明であり、計画実現の現実性の意志確認をいたしました。なお、借受人は、この業界では最大手企業であり、●●市とも同様な契約を結んでおり、そのことも考慮して今回の5条申請は問題ないと考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

事務局次長

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

それでは、2番をご説明いたします。

申請人は、●●市内に居住する会社員です。現在、居住する近隣である今回の申請地を取得し、新しく自己用住宅を建築して居住するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線の●●駅から北東、●●方面に約570メートル、JR●●線沿いに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●●863番31、地目は畑、地積は374平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

次に、立面図でございます。2階建てということです。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。住宅用として区画されている土地でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が第1種中高層住居専用地域に定められた第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については、下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

9番●●です。議案第28号農地法第5条に規定による許可申請の2番について調査報告をいたします。8月5日に現地において調査をしました。しかしながら、譲受人、譲渡人共に会えないため電話で確認を行いました。現地は、団地の中にある農地で現在は少し荒れておりましたが、草刈り等され管理されております。また、第1種住宅地域に属する農地であります。譲渡人は近くに住んでおられますが、長く農業もしておらず今後もする意志がなく今回、売買の話がでて手放すこととしたものであります。譲受人は、現在アパートに住んでいますが、この地に自家用住宅を建築しようとするもので面積374平方メートルのうち、2階建て及びカーポートで総建築面積130・16平方メートルであり家の前の公道が約6メートル、家庭排水は公共下水、雨水は道路側溝に流すということで事業計画、資金計画、被害防除計画等が提出されておりまして、調査項目に従い調査を行いました。問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、次に3番をご説明いたします。

申請人は、●●市内に居住する会社員です。現在と同じ地域にあります今回の申請地を取得し、新しく自己用住宅を建築して居住するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線の●●駅から南西、●●方面に約130メートル、市道●●●●線沿いに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●3丁目239番1、地目は田、地積は499平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

次に、間取り図、そして立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が近隣商業地域に定められた第3種農地です。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当

であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については、下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の●●です。去る8月4日譲受人と現地で確認調査し、譲渡人とは遠方のため電話で確認いたしましたので報告いたします。先程の説明にありましたように申請地は、JR●●線近くの利便性の良い場所で南側は市道に面し北側は●●市の私有地その奥に●●駅構内が見えます。地目は田で499平方メートルに分筆され、残りの891平方メートルは後程4番で説明いたします。申請地の現況は、隣接する住家に譲渡人の親族が住んでおられました頃から約15年から20年前ですが、近くの団地の住人5、6人くらいで家庭菜園として利用されていました。その親族の方も亡くなられ引き続いて農地利用され住家は現在空家です。譲渡人は、遠方に住んでおられ、こちらへ帰る計画もなく譲受人の要望もあって今回譲り渡すとされたそうです。なお、家庭菜園利用者の方々には売却の旨を伝え承諾していただいているとのことです。農地には現況は雑草と残りの野菜が少しあります。譲受人は、現在、●●市●●の●●に住んでおられ、夫婦とも高齢となり交通の便も悪く周囲の環境も悪く住居も古いため、今回の申請地を譲り受け、新築したい

とのことで、申請地は駅、病院、スーパーに近く利便性に優れているため要望したとのことです。宅地は大きな盛土等の造成はなく、肥土と真砂土を入替える程度で雨水は道路側溝、汚水は公共下水へ排出されます。なお、申請書には、資金計画書、事業計画書、土地利用計画図、新築工事計画書も添付されております。また、周囲の農地に影響を与えることはないと思われま。よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、4番をご説明いたします。

申請人は、市内に事務所のある不動産会社です。申請地を取得し、新しく宅地分譲用地として造成するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線の●●駅から南西、●●方面に約115メートル、市道●●●●●線沿いに位置しております。先程3番で説明しました申請地の隣接になります。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●3丁目239番20、地目は田、地積は891平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。申請地を3区画にして宅地分譲され造成されるということです。

次に、前面の市道側の断面図でございます。敷地の方が少し道路より高くなおかつ市道の擁壁があるため、これを撤去し傾斜をゆるくして敷地に擦り付けるといふ形になります。なお、市道側との加工申請協議の方を現在市と行っていると伺っております。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が近隣商業地域に定められた第3種農地です。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、汚水については、下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の●●です。4番について、去る8月3日、譲受人と現地で確認調査し、譲渡人とは遠方のため電話で確認しましたので報告いたします。申請地の位置、現況、譲渡人については、先程の3番と同一のため省略させていただきます。申請地は、先程説明のあった分筆された残りの891平方メートルです。譲受人は、住宅設備、機器、建築資材の販売、工事設計、建築工事、土木工事を行う不動産業を営む業者さんです。申請地は、全ての宅地化が進み需要が見込まれることからJR●●線●●駅周辺と利便性も良く、利用者達の要望もあり優先的に選定したとのことでした。891平方メートルの土地に234.82平方メートル、257.97平方メートル、399.14平方メートルの宅地を3区画建設するとのことでした。宅地造成は先ほどと同一で肥土、真砂土等を入替える程度で、雨水は道路側溝へ汚水は公共下水へ排出することで対処、資金計画書、事業計画書、土地利用計画図も添付されており、周囲の農地に影響を与えることはないと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案第29号 「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積につい

て」をご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。併せてお手元の別紙1の「農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について」もご覧ください。

まず、農地の権利取得の下限面積要件の特例といたしましては、別紙1の5ページをお開きください。

農地法では、農地に係る権利の取得をする場合、北海道は2ヘクタール、都道府県は50アールに達しない場合は、取得できないと規定されております。

しかしながら、農林水産省令に定める基準に従い、例外的に農業委員会において、この範囲内で別段の面積を定めることができるものとされており、今回お諮りをしているものでございます。

この制度は、農業の担い手が不足し、遊休農地が増加しているから設けられたもので、担い手不足を解消し、新規就農者の確報を図るために、下限面積を10アール単位で緩和できるようになっているもので、地域によっては、下限面積が障害となり、新規就農が非常に難しくなっていることもあるということで設けられたものです。

関連して、4ページをご覧ください。

山口県内における別段面積の設定状況の一覧でございます。今年、●市で新しく全域が30アールということで入っております。

それでは、1ページに戻っていただきご覧ください。

現在、周南市では、別段面積を大津島・大島・杵島地区が20アール、その他の地区が30アールと定めておりますが、この下限面積については、毎年この8月の総会で、面積の設定または、修正の必要性をご審議いただき、結果と理由を公表することとなっております。

提案につきましては、地区及び面積ともに現行のままとしたいとしております。その理由といたしまして、2ページの30アール地区につきましては世帯別の農地保有率が昨年とほぼ同様であるということから、また、3ページの20アール地区につきましては、昨年に比べて下がっておりますが、農地の効率的利用の確保という観点も含め見直しを必要としないと判断いたし

ました。

以上が理由でございます。なお、幹事会ではご承認をいただいております。

皆様のご審議をいただきますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。それでは質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第27番

●●市の場合ですが、全域で10アール、ほ場整備された地域は50アールになっているが、10アールにされたのがいつ頃からですか。また、その理由等状況がわかれば説明していただきたい。

事務局次長

●●市の設定された時期と理由ですが、今、手元に資料がないため回答できません。ただ、ご意見として県内でも20アールとか10アールで設定しているところがあるという事実だと思います。そのため、今後は、面積等も含めて見直しをするのがいいかどうかをこの委員会で議論を深めていただけたらと思います。

第27番

毎年言っていたが、今回は県内の市町の資料の提出をいただいております、●●市の場合が10アールであったのでお伺いしました。状況を聞いてみてください。

事務局次長

●●市の件については、調べまして後日回答いたします。

議長

●●委員から毎年質問がありましたので、県内の状況の資料も提示させていただきました。また、質疑内容は個別に事務局から回答させます。

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号につきまして、採決を行います。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積につきましては、現行のとおりとし、変更しないことに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、別段面積は変更しないことと決定いたします。

続きまして、議案第30号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第30号「特定農用地利用規程の認定について」

農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第24条の規定により、周南市長より、別紙のとおり特定農用地利用規程の認定について諮問を受けたので意見を求める。

平成27年8月10日 提出 周南市農業委員会 会長 西田孝美

別添の別紙2「●●●地区特定農用地利用規程(案)」をご覧ください。

議長

それでは、この諮問につきましては、農林課の●●主査が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後に、意見の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、●●主査さん、説明をお願いいたします。

農林課

農林課の●●です。それでは議案第30号特定農用地利用規程の認定についてご説明いたします。

平成27年7月3日付けで●●●●●地区において、「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業「農用地利用改善事業」を実施するため、「●●●地区農用地利用改善組合」より「●●●地区特定農用地利用規程」の認定について申請がございました。

「●●●地区農用地利用改善組合」は、平成27年5月9日に設立総会が

開催され、農用地利用改善組合の設立要件としては、その地域内の農用地の所有権や利用権等の権利を有する者の3分の2以上が構成員となっていることが必要でございまして、●●●地区農用地利用改善組合は、この要件を満たしております。

また、農用地利用改善事業につきましては、農業経営基盤強化促進法第23条から25条に定めがございまして、この事業は、地縁的なまとまりのある地域において、集落機能の活用を通じて、農業者等が自主的な合意のもとに、作付け地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を行う仕組みを「特定農用地利用規程」として定めて市の認定を受け、事業を実施することとなっております。「●●●地区特定農用地利用規程」は、●●●地区の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的に制定されたものでございます。

●●●地区におきましては、担い手の高齢化、後継者不足等が深刻な問題となっております。地区住民の方が共同で農地を守っていくため、この規定は定められております。

具体的な内容としましては、農作業の効率化を図るため、組合員それぞれの特長や体力に応じて必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画することとしております。また、組合員は過剰な投資を避け、農作業の受委託、農作業の共同化を計画的に進めるものとなっております。

また、地区内において労働力不足等で自らの農用地の耕作が困難になった場合、農作業の受け手組織に委託できることが出来る等でございます。

この規定におきましては、農作業の受け手組織として、「農事組合法人●●●●●●」を指定しており、法人へは地域内の農用地の2分の1以上を利用権設定等により集積するとの目標を定めております。この規定が認定された後は、「農事組合法人●●●●●●」は、特定農業法人という位置付けになります。

これまで周南市におきましては、平成16年に●●地区をかわきりに、直近でありますと、平成27年3月には●●●●地区が地区内の効率的、安定的な農業経営に資するかどうかのご意見を皆様よりいただき認定をさせてい

ただいたことにより、現在15団体となっております。今回、「●●●地区特定農用地利用規程」を市が認定するにあたりまして、皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第30号は、承認する旨、市長に答申いたします。

議長

ここでお諮りいたします。

「農業委員の辞任届」が提出されましたので、これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、よって、「農業委員の辞任について」を議案に追加し、ただちに議題といたします。

(議案第31号を配布)

それでは、議案第31号「農業委員の辞任について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案第31号「農業委員の辞任について」をご説明いたします。平成27年7月30日付けで、番号18番●●●●農業委員さんより農業委員会に対しまして、「辞任届」の提出がございました。

農業委員会等に関する法律第16条には、「委員又は会長は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されておりまして、委員の辞任の要件といたしましては、正当な理由があること。また、もう一つは、農業委員会の同意が必要とされております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされておりますことから今回、議案として追加上程させていただいたところでございます。

辞任の理由につきましては、一身上の都合によるものでございます。

なお、●●委員さんは、土地改良区からの選任委員でございますので、辞任が同意された場合の委員の補充につきましては、直ちに土地改良区へ推薦依頼をしたいと考えております。

また、●●委員さんが担当されていた●●地区については、当分の間、後任が決まるまで第2選挙区の幹事であります●●●●委員さんに代行していただくことで幹事会の中でご了承をさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。

只今の案件につきまして質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

なしの発言がありましたので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号につきまして採決を行います。ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので農業委員の辞任につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第40号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたし

ます。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第40号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第40号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。報告第41号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第41号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。報告第42号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第42号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第43号「農地の転用の制限の例外による届出について」をご説明いたします。

自己所有の農地を農業経営用施設用地として転用される場合で、転用面積が2アール未満であるとき、また、農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第43号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第44号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件でございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第44号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第44号を終わります。

続きまして、報告第45号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第45号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第45号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第45号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第8回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時04分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年8月10日

周南市農業委員会

会 長 雨 田 孝 美

委 員 山 崎 光 夫

委 員 大 田 幹 代